

◎新潟県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年5月16日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市下寺内字村中606番1から	新	9.5～17.5メートル	243.5メートル
同市下寺内字前坪1858番まで	旧	7.5～17.5メートル	243.8メートル